

令和7年12月 岡山市教育委員会定例会（公開） 会議録

1 開催日	令和7年12月23日（火）		
2 開会及び閉会	開 会	13時30分	
	閉 会	14時40分	
3 出席委員	教 育 長	三 宅 泰 司	
	委 員	上 西 芳 樹	
	委 員	片 山 美 香	
	委 員	門 原 眞 佐 子	
4 会議出席者			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	竹 林 靖 哲	教育次長	齋 藤 靖
次長（教育総務部長兼務）	重 河 啓 子	学校教育部長	竹 中 茂 樹
生涯学習部長	岡 本 浩 司	参事（教育企画総務課長事務取扱）	山 邊 真 由 美
岡山っ子育成局子育て支援部 こども企画総務課長	山 本 拓 史	岡山っ子育成局子育て支援部 地域子育て支援課課長補佐	江 國 朋 範
保健体育課長	松 岡 恭 一 郎	参事（教育給与課長事務取扱）	若 狭 暢 宏
文化財課長	竹 内 広 宣	事務局（教育企画総務課主任）	難 波 実 佑
事務局（教育企画総務課主事）	田 中 沙 都		
5 議題及び結果			
報告第25号	＜専決処理の報告＞市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について 令和7年度岡山市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育に関する事務に係る部分への同意について（岡山っ子育成局分）		承認
報告第26号	＜専決処理の報告＞市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について 令和7年度岡山市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育に関する事務に係る部分への同意について（教育委員会分）		承認
報告第27号	＜専決処理の報告＞市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について 令和7年度岡山市一般会計補正予算（第6号）のうち、教育に関する事務に係る部分への同意について（教育委員会分）		承認
報告第28号	＜専決処理の報告＞岡山市学校給食の実施及び学校給食費の		承認

報告第29号	管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について <専決処理の報告>市議会に提出する議案等について 私有 承認 家屋の破損に係る和解及び損害賠償の額を定めることへの同意について	
第28号議案	岡山市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
第29号議案	岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規定の一部改正について	原案可決
第30号議案	岡山市立の小学校・中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
第31号議案	岡山市文化財保護審議会への諮問について	原案可決
6 教育長等の報告 [令和7年11月1日(土)～令和7年11月30日(日)]		
11/2	わくわく子どもまつり in 岡山ドーム (岡山ドーム)	地域子育て支援課
11/5	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開授業) (京山中)	学校指導課
11/6	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開授業) (藤田中)	学校指導課
11/10	市長学校訪問 (竜操中)	教育企画総務課
11/12	岡山市道徳教育研究協議会 (妹尾中)	学校指導課
11/13	第3回総合教育会議 (本庁舎第3会議室)	総務法制企画課
11/13	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開保育) (千種認定こども園)	幼保運営課・学校指導課
11/18	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開授業) (高島小)	学校指導課
11/19	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開授業) (平島小)	学校指導課
11/20	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開授業) (福浜中)	学校指導課
11/21	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開授業) (東山中)	学校指導課
11/26	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開授業) (御津小)	学校指導課
11/27	子どもが輝く学びづくりプロジェクト (公開授業) (上道中)	学校指導課
7 議事の概要		
教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ただいまから12月の岡山市教育委員会定例会を開会する。傍聴者はいない。</li> <li>それでは、日程第1、会期について、本日1日限りとしてよろしいか。</li> <li>○ 〈承認〉</li> <li>○ 本日1日限りとする。</li> <li>日程第2、会議の公開、非公開について諮る。</li> <li>日程第5の第27号議案は、任免、賞罰等、職員の身分取扱い、その他人事に関する事項に該当する。そのため、岡山市教育委員会会議規則第7条第1項第1号に基づき、第27号議案を非公開としたい。よろしいか。</li> <li>○ 〈承認〉</li> <li>○ 第27号議案を非公開とする。</li> <li>日程第3、こちらに10月定例会と11月定例会の議事録があるので、順次ご覧いただき、問題がなければ出席された委員はそれぞれにご署名をお願いする。</li> <li>日程第4、事業報告をご覧になってご質問があればお願いします。</li> <li>○ わくわく子どもまつり in 岡山ドームについて、来場者が多く反響も大きく、とても嬉しいことだと思うが、ごった返して十分楽しめなかった等、大変な状況はなかったか。</li> </ul>	
全委員 教育長		
全委員 教育長		
片山委員		

地域子育て支援課長補佐	○ 11月2日にくわく子どもまつり in 岡山ドームを行った。来場者5,800人ということで、たくさんの方に来ていただいた。コロナ前はもう少し来場者数が多いときもあったが、会場のキャパシティーとしてはまだ余裕がある。特に今年は小学生以下のお子様がたくさん来てくださって、とても賑やかだった。大きな事故等もなく、一日楽しく過ごしている。
教育長 門原委員	○ ほか、よろしいか。
学校指導課長	○ 岡山市道徳教育研究協議会について、中学校で公開授業をされたということだが、その内容とICTの活用があったかをお聞きしたい。
門原委員	○ 市内の小・中・義務教育学校の道徳教育推進教員、約130人が来場されて、体育館で授業を公開した。文部科学省からは調査官をお呼びして講義をしていただいた。内容としては、2年生の「社会の一員として」の「マイフェイバリットロード」という題材を基に道徳授業を行っている。意見交換の場でICTを活用した。
教育長	○ せっかくの機会であるため、例えば教員養成校に参加を促すようなことはしていただけないか。なかなか良い授業を見る機会がないので、考えていただきたい。
門原委員	○ 今朝の会議で教育研究研修センターで研修をしようかという話が出たが、研修場所へ移動する際の事故等様々な課題がある。いま岡山県が研修を実施しているので、調査に向けて動いている段階である。
教育長	○ 機会があれば参加をさせていただけるとありがたいという希望である。
全委員	○ ほか、よろしいか。
教育長	○ 〈なし〉
	○ それでは、次に参る。 日程第5、これより議事に入る。 非公開案件に入るので、関係者以外は退室をお願いする。
	～非公開案件～
教育長	○ それでは、日程第6を再開する。 報告第25号をこども企画総務課から報告を願う。
こども企画総務課長	○ 報告第25号専決処理の報告について説明する。 令和7年度岡山市一般会計補正予算（第5号）の教育費のうち、岡山っ子育成局分に関する予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和7年12月10日に専決処理したものである。 続いて、令和7年度一般会計補正予算（第5号）教育費のうち、岡山っ子育成局関係分について説明する。
	第20項幼稚園費、第1目幼稚園管理費は271万円余の増額で、就園管理課、幼保運営課の職員給与等に係るものである。 第25項社会教育費、第1目社会教育総務費は104万円の増額で、地域子育て支援課の職員給与等に係るものである。
	いずれについても、給与改定及び人事異動等による人件費過不足調整による補正である。 以上で岡山っ子育成局関係分の補正予算の説明を終わる。
教育長 全委員 教育長 全委員 教育長	○ ご質問、ご意見等あるか。よろしいか。 ○ 〈なし〉 ○ それでは、報告第25号を承認してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ それでは、報告第25号を承認する。
教育企画総務課長	続いて、報告第26号を教育企画総務課から報告を願う。 ○ 報告第26号専決処理の報告について説明する。 こちらは、令和7年度岡山市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育に

	<p>関する事務に係る予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和7年12月10日に専決処理したものを報告し、承認を求めるものである。</p> <p>今回の補正総額は9億7,525万2,000円である。</p> <p>内容について(1)人事異動に伴う過不足調整。こちらは、年度末の人事異動に伴っての過不足となる。</p> <p>次に、(2)令和7年度給与改定の内容を反映させた岡山市人事委員会勧告に基づく補正内容である。その内容は、次の2、給与改定の主な内容のところにあるが、その(1)月例給の改定、改定率2.89%の上昇と(2)期末手当・勤勉手当の改定として0.05月分の引上げである。</p> <p>そして、補正内容の3つ目、(3)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に基づく内容を反映させた補正として、給特法等の一部改正による改定の主な内容、こちらは教育の処遇改善等を実施するものであるが、(1)管理職員の本給加算、(2)教職調整額の引上げ、(3)義務教育等教員特別手当の改正という内容である。</p> <p>以上で補正予算の説明を終わる。</p>
<p>教育長</p> <p>教育企画総務課長 教育長 教育企画総務課長 教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>○ ご質問、ご意見等あるか。</p> <p>給特法の担任手当は4月1日からだと思ったが。他の手当と開始時期がずれていなかったか。</p> <p>○ 担任手当は1月1日からである。</p> <p>○ 担任手当は3学期から支給するということか。</p> <p>○ そのように聞いている。</p> <p>○ ほか、よろしいか。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、報告第26号を承認してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ それでは、報告第26号を承認する。</p>
<p>保健体育課長</p>	<p>続いて、報告第27号を保健体育課から報告を願う。</p> <p>○ 報告第27号令和7年度岡山市一般会計補正予算(第6号)のうち、教育に関する事務に係る予算案への同意について専決処理を行っているため、報告する。</p> <p>提案理由であるが、令和7年度岡山市一般会計補正予算(第6号)のうち、教育に関する事務に係る予算案への同意について、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和7年12月15日に専決処理を行ったものである。</p> <p>今回の補正予算は、令和7年度産の米の価格高騰に伴って、不足する学校給食費を補正し、併せて保護者負担額を据え置くことで保護者負担の軽減を図るものであり、本市の物価高騰対策の一環として、11月議会の最終日に追加上程を行ったものである。</p> <p>事業の内容としては、米の価格高騰により令和7年12月から令和8年3月までの給食費が1食当たり小学校で11円、中学校で16円上昇することに対して、学校給食費の保護者負担を現在と同額にするための追加支援を行うものである。</p> <p>歳出予算額は4,220万円であり、財源としては国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する。</p> <p>説明は以上である。</p>
<p>教育長</p> <p>全委員 教育長 全委員</p>	<p>○ 給食費を今のまま据え置くという物価高対策である。</p> <p>ご質問、ご意見等あるか。よろしいか。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、報告第27号を承認してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p>

<p>教育長 保健体育課長</p>	<p>○ それでは、報告第27号を承認する。 続いて、報告第28号を保健体育課から報告を願う。</p> <p>○ 報告第28号岡山市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、専決処理を行っているので、報告する。 提案理由であるが、本規則等の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和7年12月17日に専決処理を行ったものである。 今回の改定内容について、少し分かりにくい表現、金額の羅列等があるので、こちらで経費も含めて改正内容を説明させていただく。 規則改正の内容として記載しているが、米の価格高騰の影響を受けて、令和7年12月より学校給食費が上昇することに伴って教職員の学校給食費負担額を増額するため、規則改正を行うものである。 なお、児童・生徒に係る保護者負担額については、先ほど報告第27号で説明しているが、物価高騰対策、負担軽減支援として増額せず、現在の給食費負担額を据え置く対応を取っている。 規則改正の詳細について、現行価格と令和8年1月1日以降の改定単価を記載している。米の高騰、価格高騰に伴う食材費の上振れ分を改定後単価へ反映し、令和8年1月以降の学校給食費の1食単価は、合計額で申し上げると小学校の教職員等は現行単価から15円増の370円、また中学校の教職員等は22円増の444円になる。 なお、規則においては教職員等は、児童もしくは生徒同様の学校給食を受ける者と表記をしている。 今回の規則改正による教職員等の学校給食費の単価増額分については、中学校のみであるが、納付の最終日である3月末の第10期で負担額を増額し精算する。 規則改め文の金額を改める部分が、先ほどの資料で説明した現行単価と改定後単価の食材料費及び合計額となる。経過措置とある部分に先ほど資料で説明した教職員等の単価増額分の納付方法を記載している。 本規則は、令和8年1月1日から施行することとしている。 説明は以上である。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長 保健体育課長</p>	<p>○ 質問、ご意見等があれば願います。教職員には充当できないということである。よろしいか。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、報告第28号を承認してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ それでは、報告第28号を承認する。 続いて、報告第29号を保健体育課から報告を願う。</p> <p>○ 報告第29号、私有家屋の破損に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処理について報告する。 提案理由であるが、私有家屋の破損に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長が専決処分する必要が生じたが、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、令和7年12月9日に専決処理を行ったものである。 提案理由に記載しているが、令和7年11月15日午前10時頃、岡山市立竜操中学校野球部の練習試合中に生徒が打ったボールが防球ネットを飛び越え、近隣の当該所有者の家屋の窓ガラスを破損した事案について、相手方と和解し、損害賠償額が決定したので、その旨を市議会へ報告したものである。 損害賠償額は、窓ガラスの修理費として5万2,800円である。 当該賠償金については、全額を全国市町村学校災害賠償補償保険による保</p>

<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<p>険金より支払うものであって、相手方との示談が成立し、先日の12月12日に既に相手方への支払いを済ませている。 参考までに、事故発生現場の写真等を添付している。 事故については、竜操中学校とも協議を行い、今後の練習の方法、練習の仕方の工夫や安全対策等を徹底して、再発防止に努めるよう指導している。 説明は以上である。</p> <p>○ ご質問、ご意見等あればお願いします。よろしいか。 ○ 〈なし〉 ○ それでは、報告第29号を承認してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ それでは、報告第29号を承認する。</p>
<p>保健体育課長</p>	<p>○ 続いて、日程第7、第28号議案を保健体育課から説明を願う。 ○ 第28号議案岡山市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明する。 提案理由であるが、岡山市立建部学校給食センターを廃止するため、本規則の一部を改正しようとするものである。 先般の11月25日の教育委員会定例会において、岡山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について、専決処理をさせていただいた。 岡山市立建部学校給食センターについて、建物が老朽化し、また耐震性能を有していないこと等を理由として、今年度の3学期から御津学校給食センターから建部地区の小・中学校へ学校給食の配送を行うこととしている。 令和8年1月1日を施行日として、施設を廃止することを先日報告をしているが、本規則はそれぞれの学校給食センターが受け持つ対象校について規定していて、今回の規則改正は建部学校給食センターの廃止に伴い、御津学校給食センターが受け持つ対象校に建部地区の小学校の3校及び中学校1校を加えるものである。 施行日については、条例改正の施行日と同じく令和8年1月1日としている。 説明は以上である。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p> <p>教育企画総務課長</p>	<p>○ ご質問、ご意見等があればお願いします。よろしいか。 ○ 〈なし〉 ○ それでは、第28号議案を原案どおり可決してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ それでは、第28号議案を原案どおり可決する。 続いて、第29号議案を教育企画総務課から説明を願う。 ○ 第29号議案岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程の一部改正について説明する。 こちらは、岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程の一部を改正するもので、本市で全庁を挙げて進めている不祥事防止に向けた取組の一つとして、非違行為の具体例を規程に追加し、職員に対して明示することで不祥事防止意識の向上を図るため、本訓令の一部を改正しようとするものである。 改正内容は、国の懲戒処分の指針で定める標準例を全て追加したこと、国の指針と文言の異なる標準例を国の指針どおりに改めること、国の指針には無いが政令市等のうち多数の都市が採用している標準例を追加することとして改正している。 改正内容として、一般職務関係では、不適切な事務処理、個人情報の相談等、パワーハラスメント等。次に公務外非行関係として、不同意わいせつ、不同意性行等、ストーカー行為など。飲酒運転、交通事故、交通法規違反関係では、飲酒運転以外での交通事故かつ人身事故、飲酒運転以外の交通法規違反。児童・生徒等関係では、体罰、児童・生徒等に対する不適切な言動等、</p>

<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p> <p>教育給与課長</p> <p>教育長 門原委員</p>	<p>児童・生徒性暴力等という内容を追加、修正しているものである。 説明は以上である。ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>○ 質問、ご意見等があれば願います。</p> <p>○ 〈なし〉</p> <p>○ それでは、第29号議案を原案どおり可決してよろしいか。</p> <p>○ 〈承認〉</p> <p>○ それでは、第29号議案を原案どおり可決する。 続いて、第30号議案を教育給与課から説明を願う。</p> <p>○ 岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明する。 本案件は、11月の教育委員会定例会で説明したが、岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、11月議会で議決されたことを受けて、条例の詳細を定めた規則を改正するものである。 資料にある提案理由であるが、令和7年9月30日付の給与改定に関する岡山市人事委員会勧告及び令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法というものであるが、それらの一部改正に対応するため、規則の一部を改正しようとするものである。 続いて、主な改正内容について説明する。 2点ある。1点目は、岡山市人事委員会勧告に基づき、給与制度のアップデートとして小・中・義務教育学校の教員の給料表、教育職給料表(3)というものであるが、こちらを改正した。それに伴って、①義務教育等教員特別手当、こちらの表を改正するものである。先ほど申し上げた給与制度のアップデート、こちらについては、国の人事院勧告で示された人材の確保や組織パフォーマンスの向上を目的とした社会と校務の変化に応じた給与制度の整備ということである。具体的に言うと、今年度は、給料表の各級の初号近辺、金額の低い部分について、ある程度カットして、給料月額の上上げを行うものである。また、説明の中の義務教育等教員特別手当という言葉は、教育職員に優秀な人材を確保することを目的として、教育職員全員に現在も支給されている手当のことである。 続いて2点目は、先ほど説明した給特法等の改正により、国が示した内容のとおり、処遇改善としてパッケージで②から④の対応を行うものである。 ②については、学級担任手当の創設ということで、義務教育等教員特別手当への加算である。こちらは、学級担任の業務の困難性を考慮して創設する手当である。先ほど説明した義務教育等教員特別手当に加算を行うもので、新たに①で説明した表の枠外である。 ③については、義務教育等教員特別手当、こちらを3分の1縮減するというものである。こちらは、②の学級担任手当での加算と併せて、現在の手当額を見直すものである。別表3の手当額を改正するものである。 最後、④であるが、多学年学級手当の廃止である。例えば、1年生と2年生を同じ教師が担任するような場合を複式学級といい、その担任に対して支給していた多学年学級担任手当を廃止するため、関係ある条文の削除を行うものである。なお、複式学級の担任にはこの手当は廃止になるが、新たに②の学級担任手当を加算することになる。 続いて、規則の施行日である。①の義務教育等教員特別手当の表の改正については、令和8年4月1日施行になる。②から④については、給特法の一部改正に基づく改正として、令和8年1月1日を考えている。 説明は以上である。ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>○ ご質問、ご意見等あれば願います。</p> <p>○ 学級担任手当は3,000円が支給されるということだが、例えば二学年</p>
--	--

<p>教育給与課長 門原委員 教育給与課長</p>	<p>の担任をする場合は、3,000円掛ける2という理解でよいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担任手当は3,000円になる。</li> <li>○ 複数の学年の担任をする場合、手当廃止により損をする教員はいないか。</li> <li>○ 対象者の給与にもよるが、現状の確認したところ、来年の1月から3月までの期間については若干マイナスになる教員がどうしてもいる。そのマイナスの幅であるが、300円から1,000円程度である。ただし、新年度になると地域手当が1%上がる。そういった部分も含めて、全体としてはもちろん処遇改善というパッケージなので上がっていく。一時的に3名ぐらいの方がマイナスになる。</li> </ul>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ほか、ないか。</li> <li>○ 〈なし〉</li> <li>○ それでは、第30号議案を原案どおり可決してよろしいか。</li> <li>○ 〈承認〉</li> <li>○ それでは、第30号議案を原案どおり可決する。 続いて、第31号議案を文化財課から説明を願う。</li> </ul>
<p>文化財課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山市文化財保護審議会への諮問についてである。 本件は、新たに岡山市指定文化財へ指定するため、岡山市文化財保護条例第10条の2に基づき、教育委員会があらかじめ岡山市文化財保護審議会に諮問を行い、意見を求めようとするものである。 今回指定を行おうとする物件は1件、日応寺宝篋印塔である。 日応寺宝篋印塔は、北区日応寺の寺院、日応寺の境内にある。宝篋印塔とは、中世、近世において、全国各地に信仰のためや墓石として盛んに造られた石塔である。 (5) 指定理由について説明する。日応寺は現在は日蓮宗であるが、もともとは奈良時代に三論宗という南都六宗の一つとして開創され、平安時代に天台宗に、16世紀に日蓮宗に改宗している。 日応寺の宝篋印塔は花崗岩製の塔であって、高さは約165センチ。宝篋印塔の特徴である馬の耳のような四隅の隅飾りは垂直に立ち上がっている。造立は南北朝時代の14世紀後半である。日応寺から北西約2.4キロの位置にあり既に岡山市指定文化財になっている矢田の宝篋印塔というものがあるが、こちらと形状がそっくりなものとなっている。同一の石工集団で造られたものと考えるのが妥当かと思う。石塔の保存状態は良好であり、市内に残る貴重な中世の石造物である。 なお、岡山市文化財保護条例に基づく指定文化財の現在の件数をお示しているが、選定技術も含めて129件である。 説明は以上である。ご審議のほどよろしく願います。</li> </ul>
<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご質問、ご意見等あれば願います。よろしいか。</li> <li>○ 〈なし〉</li> <li>○ それでは、第31号議案を原案どおり可決してよろしいか。</li> <li>○ 〈承認〉</li> <li>○ それでは、第31号議案を原案どおり可決する。 以上で専決処理の報告、審議を終了する。 それでは、日程第8、次期教育長職務代理者の指名についてであるが、本日で職務代理者の上西委員が退任されるので、次期の職務代理者を指名したいと思う。 また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定められている。現在、教育長職務代理者を務めていただいている上西委員は12月23日、本日をもって教育委員の任期を終え、退任される。そのため、12月24日からの教育長職務代理者を教育長が教育委員の中からあらかじめ指名することになる。</li> </ul>

<p>片山委員 教育長</p>	<p>それでは、次期、12月24日からの教育長職務代理者に経験豊富な片山委員を指名するので、よろしくお願いします。</p> <p>教育長職務代理者の任期は、法律の規定はなく、当該教育長が別の教育委員を指名するまでか、新たに任命された教育長が新たに職務代理者を指名するまでのいずれかになる。</p> <p>また、教育長職務代理者たる委員が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら教育委員会事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することができる。本市においては、この場合の事務局職員を教育次長としている。</p> <p>なお、上西委員の後任の委員については、12月17日の市議会において任命同意がなされており、杉山雄一委員になる。</p> <p>説明は以上である。片山委員、よろしくお願いします。</p> <p>○ よろしくお願ひします。</p> <p>○ それでは、以上で本日予定していた会議の日程は全て終了した。以上をもって令和7年12月教育委員会定例会を閉会する。</p>				
<p>傍聴の状況</p>					
<p>報 一</p>	<table> <tr> <td data-bbox="440 853 1034 913">道</td> <td data-bbox="1038 853 1469 913">0名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 913 1034 963">般</td> <td data-bbox="1038 913 1469 963">0名</td> </tr> </table>	道	0名	般	0名
道	0名				
般	0名				

令和7年12月 岡山市教育委員会定例会（非公開） 会議録

1 開催日	令和7年12月23日（火）		
2 開会及び閉会	開会	13時07分	
	閉会	14時10分	
3 出席委員	教育長	三宅泰司	
	委員	上西芳樹	
	委員	片山美香	
	委員	門原眞佐子	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	竹林靖哲	教育次長	齋藤靖
次長（教育総務部長兼務）	重河啓子	学校教育部長	竹中茂樹
生涯学習部長	岡本浩司	参事（教育企画総務課長事務取扱）	山邊真由美
教職員課長	高井紀行		
5 議題及び結果			
第27号議案	岡山市立学校教職員の人事について		原案可決